

令和4年9月26日

▼タイトル

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の改訂について

▼概 要

新たに承認されたオミクロン株対応ワクチン接種の推進など、本市の対処方針を見直しましたのでお知らせします。

詳しくは、別添の対処方針にてご確認ください。

▼問い合わせ先

○所 属：政策部 危機管理局防災課

○電話番号：0740（25）8133

○ファックス：0740（25）8551

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和4年9月22日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

国内の新型コロナウイルスの状況は、記録的な感染拡大となった第7波は9月に入り減少傾向が続き、ようやく第6波のピーク時を下回るレベルまで減少している状況となっている。

滋賀県内においては、8月15日に病床使用率が86.4%となり医療がひっ迫する厳しい状況が続いていたが、現在は35.8%（9月21日現在）まで減少している。しかし「レベル2（警戒を強化すべきレベル）」の基準は上回っている状況であり、引き続き県民に向けた基本的な感染予防対策の徹底と3回目・4回目の予防接種の積極的な推進を継続することとされている。

市内においても9月に入り明らかな減少傾向にあるものの、第6波のピーク時に近いレベルで感染者の発生が継続している状況となっている。

こうした中、引き続き感染予防対策を図るため、新たに承認されたオミクロン株対応ワクチンの接種の推進など、市としての当面の対処方針を以下のとおり定めることとする。

1. ワクチン接種について

オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるため、医療機関での個別接種、市が実施する集団接種により接種体制を整える。

また、小児（5歳～11歳）の追加接種（3回目）を個別接種により行う。

1) オミクロン株対応ワクチンの接種

<対象者>

2回目の接種を完了した12歳以上の者

<接種間隔>

最終の接種日から5か月以上空けて実施

※今後、短縮される可能性あり

<接種券の送付>

最終の接種日から5か月以上を経過した方に順次発送

① 個別接種

ア. 接種医療機関：市内26の医療機関

イ. ワクチン：ファイザー社オミクロン株対応2価ワクチン

ウ. 開始時期：9月28日から

② 集団接種

- ア. 土曜日（午後）、日曜日（午前および午後）に実施
- イ. ワクチン：モデルナ社オミクロン株対応2価ワクチン
- ウ. 開始時期：9月25日から
- エ. 予約：
 - ㊦コールセンター（月～金曜日の9:00～17:00）
 - ㊧Web（24時間）

2) 小児（5歳～11歳）の追加接種（3回目）

<対象者>

2回目の接種を完了した小児

<接種間隔>

2回目の接種日から5か月以上空けて実施

<接種券の送付>

2回目の接種日から5か月以上を経過した方に順次発送

<接種対応>

個別接種のみ

- ア. 接種医療機関：市内の6の医療機関
- イ. ワクチン：小児用ファイザー社ワクチン
- ウ. 開始時期：10月1日から

3) 現在までの接種率（12歳以上） ※令和4年9月20日現在

- 1回目接種率：91.2%
- 2回目接種率：90.8%
- 3回目接種率：75.1%
- 4回目接種率：63.7%（60歳以上の方の接種率）

2. 新型コロナウイルス感染症患者の全数把握見直し等について

国では令和4年9月26日（月）より、新型コロナウイルス感染症に関して、全国一律で全数届出の見直しを下記のとおり行われることとなりました。

(1) 医療機関から届出をする方

- 1) 65歳以上の者
- 2) 入院を要する者
- 3) 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与または新たに酸素投与が必

要と医師が判断する者

4) 妊婦

(2) 自己申告により登録が必要な方

1) 医療機関を受診し陽性の診断を受けた方で発生届の対象外となった方

「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」に自己申告を行い、自宅療養を開始し、外出を自粛してください。詳しくは、医療機関から配布される案内資料「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」をご参照ください。

【滋賀県ホームページ「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」】

<<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/327309.html>>

・問い合わせ先（毎日9：00～17：00）

0120-935-897

・自宅療養中に体調が悪化した場合の連絡先

滋賀県自宅療養者等支援センター（24時間対応）

077-574-8560

2) 医療機関を受診せず、自己検査等の結果で陽性となった方

「滋賀県検査キット配布・陽性者登録センター」に登録し、自宅療養を開始し、外出を自粛してください。

【滋賀県ホームページ「陽性者登録フォーム」（24時間受付）】

<<https://cov19-shigamedical.jp/self-request-form/>>

・問い合わせ先（毎日9：00～17：00）

0120-935-395

(3) 新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

少しでも症状がある場合は、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話等で相談を行ってください。

【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口】

・受診・相談センター（毎日24時間）

077-528-3621（滋賀県相談窓口）

0740-22-2525（高島保健所）

・症状がないが、心配な方（毎日9：30～17：15）

077-528-3637（滋賀県相談窓口）

・その他の健康相談

0740-25-8110（市役所健康推進課）

3. 感染防止対策について

(1) 感染対策の徹底

- ・ 基本的な感染対策の徹底（手洗い、マスクの着用、密の回避等）
- ・ 会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う。
- ・ 家庭でも感染対策を徹底する。（エアコン使用中の常時換気、咳エチケット、取手・ノブなどの共用部分の消毒等）
- ・ 家族以外の方と接する場面は、感染リスクが高まる場面に注意。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・

(2) マスクの着用について

国では、屋外で周囲との距離が2 m程度確保できている場合や、屋外で周囲との距離が十分に確保できない場面でも、周囲で会話が少なくなような場合には、マスク着用は必ずしも必要ではないとされており、特に高温や多湿といった環境下では、熱中症のリスクが高くなることから、感染リスクの低い場面においては、過剰なマスクの着用は控える。

未就学児に対しては屋内外問わず、マスクを着用することは求めない。

なお、マスク着用は、飛沫の拡散防止に有効で、感染対策としての大きな役割を果たしており、感染リスクの高い場所等では、引き続きマスク着用を推奨する。

(3) 小中学校における対策

文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み『～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染予防対策を講じる。

1) 小中学校における感染症対策について

以下のような学習活動については、県教育委員会の「地域感染レベル」に応じて、各校の感染状況を踏まえ、実施について検討し、判断する。また保護者に対しては、引き続き感染防止対策の呼びかけを行う。

①各校において感染状況を踏まえ、可能な限り感染症対策を講じた上で実施を検討

ア. 保健体育科における密集し、組み合ったり、接触したりする運動

イ. 音楽科における合唱やリコーダー等の演奏、家庭科における調理実習

②感染防止対策に対する保護者への協力の呼びかけ

ア. 家族ぐるみの検温などの健康管理、児童生徒本人や同居家族に発熱等の症状がある等、感染が心配される場合の登校自粛を依頼。

2) 学校行事および校外活動について

- ①全校的な校内行事（運動会、体育祭、文化祭等）は、感染症対策を講じた上で実施する。
- ②校外活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）は、感染症対策を講じた上で、以下の事項に留意して実施する。
 - ・実施時期：滋賀県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない期間に実施する。
 - ・訪問地：緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない地域を訪問地とする。
 - ・その他：児童生徒または同居家族に発熱等の症状がある場合は、当該児童生徒の参加を見合わせる。

3) 小中学校におけるマスクの着用について

マスクが不要な場面は、登下校（徒歩・自転車）や運動時（体育の授業や部活動など）等で、人との距離が十分確保できる場合とする。また、マスク着用が必要な場面でも、熱中症の恐れや身体的理由がある場合については、マスクを外すよう指導する。

なお、マスクが不要な場面や引き続きマスク着用が必要な場面、感染リスクの高い場所での適切なマスク着用については、文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインに基づき、各学校に周知、指導する。

あわせて、感染症やマスク着用等に関する差別や偏見がないよう配慮する。

4) 児童生徒の感染が確認された場合の対応について

- ① 感染者ならびに濃厚接触者は出席停止とする。
- ② 同日に同じ学級で2人以上の感染が確認された場合、もしくは、1人の感染が確認された他に複数の体調不良者がいる場合は、3日間程度の学級閉鎖の措置を講じる。
- ③ 感染拡大、クラスターの可能性がある場合については、状況に応じて休業期間の延長や、全校臨時休業等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。
- ④ 上記の判断については、園・学校等の関係機関と協議の上、判断する。

(4) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等における対策

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児ができうる工夫と行動について十分留意した上で、引続き感染症対策を講じながら保育教育活動を行っていく。

1) 園行事、園外活動について

保育活動や園行事、園外活動については、幼児の特性をふまえた上で、活動時間や人数の制限をする等の工夫をしながら行う。

2) 園等におけるマスクの着用について

園児に対しては屋内外問わず、マスクを着用することは求めない。

マスクを着用させる場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用させるものとする。

3) 園児の感染が確認された場合の対応について

- ① 感染者ならびに濃厚接触者は出席停止とする。
- ② 感染者が出た場合は、園内感染が疑われる場合には3日程度の学級閉鎖を行う。
- ③ 感染者が出た場合でも、家庭内感染でありその後園内感染のおそれがない場合は閉鎖しない。
- ④ 感染拡大、クラスターの可能性がある場合には、状況に応じて学級閉鎖期間の延長や、休園等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。

なお、私立認定こども園、幼稚園、学童保育所等についても公立認定こども園等に準じた対応とするが、学童保育所のマスク着用に関しては、小学校に準じて判断するものとする。

(5) 施設・事業所における感染防止策の徹底

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
- ・ テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策の実施

4. 濃厚接触者の特定等について

- ・ 滋賀県では令和4年3月28日より、濃厚接触者の特定・行動制限待機期間および積極的疫学調査の方針が見直され、濃厚接触者の特定は同一世帯・医療機関および福祉施設等に限定されることになりました。

なお、こども園や小中学校、事業所等で感染者が発生した場合は、それぞれの責任者により対応することとされたところです。

詳しくは高島保健所(22-2525)へお問い合わせいただくか、滋賀県コロナウイルス対策ホームページを確認してください。

※滋賀県ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/324452.html>

5. 公共施設等について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の利用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

6. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

(1) イベントや会議の開催における対策（当面の間）

収容率の目安	
観客等が大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	観客等が大声での歓声・声援等が想定されるもの
収容率 100%以内 席がない場合は適切な間隔を確保 (人と人が接触しない程度の距離を確保)	収容率 50%以内 席がない場合は人と人との身体的距離を 1 m 以上確保

- ・ マスクの着用やこまめな換気を行い、会場には消毒液等を設置する。
- ・ 上記のほか、万全な感染予防対策を講じるとともに、十分な感染症対策を行うこと。

(2) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて主催者において適切に対応いただくよう要請する。

7. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・ 医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・ 感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

8. 災害時の避難行動について

災害時の避難所における感染防止を徹底するため、以下の避難行動を推進する。

- ・ 避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・ 広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

9. 感染症対策にかかる市の独自支援策（たかしま応援プロジェクト）

（1）これまで実施した支援策

【第1弾】

「地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）」

- ・ 対象者 47,900人（20,505世帯）・換金額 473,290千円
- ・ 使用期間 令和2年5月15日～令和2年10月31日

「図書カードの支給（1人当たり3千円）」

- ・ 対象者 0歳から18歳までの方
- ・ 対象人数 6,398人（3,626世帯）
- ・ 決算額 19,194千円

【第2弾】

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

- ・ 支援金 中小企業 30万円（県20万円 市10万円）
個人事業主 20万円（県10万円 市10万円）
- ・ 決算額 39,900千円（399事業者）
- ・ 休業要請期間 令和2年4月25日～5月6日

【第3弾】

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

- ・ 減免額 水道料金（6月請求分） 34,039千円
下水道使用料（7月請求分） 51,496千円

【第4弾】

「高島がんばる事業者サポート給付金」

令和2年1月以降の任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

- ・ 給付金 159,500千円（1,595事業者）

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・ 団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給 助成金 16,256千円
宿泊延人数 13,112人 バス台数 194台

【第5弾】**「新生児特別定額給付金」**

国の特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に出生した方を対象に1人当たり10万円を給付する。

- ・決算額 21,100千円
- ・対象者 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児

「指定管理施設運営支援交付金」

令和2年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言に伴い、指定管理施設での影響を踏まえ、緊急的な支援を行い公共施設および行政サービスの維持を図る。

- ・過去3か年の4月～6月分に係る収支平均額と本年の収支実績の差額を支援。
 - ・決算額 54,800千円 農業振興施設 2施設 7,700千円
 - 観光振興施設 9施設 47,100千円

【第6弾】**「インフルエンザ予防接種費用助成」**

新型コロナウイルスの拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合の医療現場での混乱を抑制するため、インフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成。

- ・決算額 27,009千円（内市上乗せ分 8,915千円）
- ・対象者 65歳以上の方等
 - 1人あたり1,300円の個人負担分を助成し、無料とする。
 - 義務教育以下の子どもおよび妊婦の方
 - 接種ごとに2,000円を助成
- ・実施期間 令和2年10月1日から令和3年2月28日まで

【第7弾】**「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」**

- ・地域通貨アイカの支給（1人当たり5千円）
 - 対象者 47,290人（20,684世帯） 換金額 232,737千円
 - 使用期間 令和3年6月1日～令和3年11月30日

「キャッシュレス決済たかしま応援プレミアムポイント還元事業」

非接触型支払いツールである、キャッシュレス決済の普及促進をはかるため、高島市内の加盟店にて、支払いをすると最大30%のポイントボーナスを付与

ポイント還元額 47,789,423円

「団体客誘致支援助成金」

宿泊事業者が自ら行う宿泊を伴う校外学習や合宿などの団体客へ誘致活動を支援することにより、市内での宿泊業の事業継続を図る。

- ・団体客1人1泊につき500円、バス1台につき5万円を支給 助成金 25,267千円
- 宿泊延人数 19,636人 バス台数 375台

「たかしま学生エール便」プロジェクト

コロナ禍の中、市外で一人暮らしをする本市出身の学生を応援するため市内特産品を贈る。
決算額 2,459千円

【第8弾】**「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」**

- 地域通貨アイカの支給（1人当たり1万円）
 - 対象者 46,991人（20,602世帯） 換金額 463,135千円
 - 使用期間 令和3年12月1日～令和4年5月31日

「高島がんばる事業者サポート給付金」

対象期間のいずれかの月で新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で、売上が30%以上減少した、市内に事業所等のある事業者を支援。

給付金 9,530千円（953事業者）

【第9弾】

「地域通貨アイカの配付による地域経済の再活性化」

コロナ禍における原油価格・物価価格の高騰等、厳しい経済環境に直面する事業者や市民の生活を支援し地域経済の活性化を図るため、市民1人当たり1万円の地域通貨「アイカ」を配付する。

対象者 46,688人(20,764世帯) 換金額 213,353千円(R4.9.20現在)

使用期間 令和4年8月1日～令和5年1月31日
